

伊勢市環境基本計画改定支援業務受託者選定要領

(目的)

第1条 この要領は、「伊勢市環境基本計画改定支援業務委託」を委託する者の決定にあたり、プロポーザル方式による企画提案の内容を公平かつ客観的に審査し、最適な受託者を選定するための方法について、必要な事項を定めるものである。

(選定業務)

第2条 伊勢市環境基本計画改定支援業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、第3条から第5条に定める方法により選定業務を行う。

(採点)

第3条 選定委員会は、プロポーザル参加者が提出した企画提案書等、プレゼンテーション、ヒアリングについて、別紙1「伊勢市環境基本計画改定支援業務受託者選定にかかる選定表」（以下「選定表」という。）の審査基準に基づき審査し、採点を行う。

2 企画提案書等の採点は次の各号により行う。

(1) 各選定委員は、選定表に定める項目（以下「項目」という。）ごとの審査基準に従い、次の6段階で基礎点を採点する。

「5点」非常に優れている

「4点」良い

「3点」標準的なレベル（仕様書の内容を最低限備えている）

「2点」良くない

「1点」非常に劣っている

「0点」記述又は説明のないもの

(2) 各選定委員は、項目ごとの基礎点に、重要度に応じて設定した1～3までの係数を乗じることにより、項目ごとの得点を算出する。

(3) 「価格評価」の項目における計算は下記のとおり。

価格評価（小数点第2位四捨五入）＝45点×最も安価な見積額／提案見積額

(4) 各選定委員は、項目ごとの得点を合計し、合計得点を算出する。

(順位の決定)

第4条 企画提案書等の順位は、次の各項により決定するものとする。

2 選定委員は、前条で算出した合計得点の高い順に企画提案書等の順位付けを行う。なお、各企画提案書等の合計得点に同点のものがある場合は、「企画力」の得点が高い者を優位とする。更に同点の場合は、「業務遂行能力」→「理解力」→「価格評価」の順に得点が高い者を優位とする。同点の場合は同順位とする。

3 各選定委員の付けた順位を順位点とし、別紙2「伊勢市環境基本計画改定支援業務受託者選定集計表」により順位点を集計する。

4 選定委員会は、前項の規定により集計した順位点合計の数値の低いものを上位として企画提案書等の総合順位を決定する。

(最優秀提案の決定)

第5条 選定委員会は、前条の規定により決定した総合順位が1位の者を最優秀提案者として決定する。なお、総合順位1位の者が2人以上ある場合は、各選定委員の合計得点の集計を行い、得点が多い者を最優秀提案者とする。合計得点と同じ者がある場合は、委員長の合計得点の高い者を最優秀提案者とする。

2 提出された企画提案書が1件の場合は、第3条に定める方法により審査、採点を行い、選定委員の1名以上が価格評価を含まない合計得点を63点未満とした場合には、委員長が選定委員会に諮って、当該企画提案書を最優秀提案として決定しないことができる。